

週休2日工事に係る経費の補正について

週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）第6第2項及び第9項の規定に基づく直接工事費、間接工事費の補正については、以下のとおり行うものとする。

1 用語の説明

(1) 達成度とは、週休2日の達成率により、以下で判定したもの。

達成度	達成率	現場閉所率
達成	100.0%以上	28.5%以上
未達成	100.0%未満	28.5%未満

(2) 達成率とは、「週休2日相当の現場閉所^{※1}日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{達成率} = \frac{\text{(実際の現場閉所日数^{※2})}}{\{ \text{(工事着手日から工事完成日^{※3}までの期間)} - \text{(控除期間^{※4})} \}} \times 28.5\%$$

(3) 現場閉所率とは、「工事着手日から工事完成日までの期間から、控除期間を除いた期間の日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{(実際の現場閉所日数^{※2})}}{\text{(工事着手日から工事完成日^{※3}までの期間)} - \text{(控除期間^{※4})}}$$

※1 現場閉所・・・建築工事の場合、現場休息を含む。

現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しないことをいう。ただし、交通規制に伴う交通誘導及び現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り並びにこれらに準ずる作業は現場作業から除くものとする。

※2 実際の現場閉所日数・・・控除期間を除くものとする。

※3 工事完成日・・・片付けを含む現場作業が完了する日とする。

※4 控除期間・・・工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など（災害対応、維持工事等の

発注者による緊急・応急的な指示等も含まれる)) の合計期間のことをいう。

2 補正の方法

(1) 当初設計時

当初の予定価格において、以下のとおり労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率の補正を行うものとする。

(ア) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表1に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表1-1に記載の補正係数を乗じる。

表1 建築工事以外の建設工事における補正係数

補正係数			
労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
		共通仮設費率	現場管理費率
1.05	1.04	1.04	1.06

【留意事項】

- ・工場製作工における労務費の補正は行わない。

【補正の計算例】

- ①労務単価 18,500円の場合：
 $18,500円 \times 1.05 = 19,425円$ （整数止め）
- ②機械経費（賃料） 4,970円の場合：
 $4,970円 \times 1.04 = 5,168円$ （整数止め） オペレーターを含む賃料の場合も同様に算定するものとする。
- ③共通仮設費率12.78%、地域補正1.3の場合
 $12.78\% \times 1.3 = 16.61\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
 $16.61\% \times 1.04 = 17.27\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
- ④現場管理費率32.73%、地域補正1.1、冬期補正值0.23の場合
 $32.73\% \times 1.1 = 36.00\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
 $36.00\% + 0.23 = 36.23\%$
 $36.23\% \times 1.06 = 38.40\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）

表 1-1 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）※1	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）※1	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹・剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	1.02

※1 環境色含む

※2 加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない
（デジタル土木コスト情報及び土木施工単価参照）。

(イ) 建築工事

労務費に対して、表2に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を乗じることにより、新営工事においては市場単価及び補正市場単価を補正し、改修工事（全館無人改修及び執務並行改修）においては基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格に表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を乗じることにより掲載価格を補正する。

(参考)

「全館無人改修」、「執務並行改修」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(1)により、「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を乗じることにより市場単価（または補正市場単価）を補正して算定する。

表2 建築工事における補正係数

補正係数 労務費
1.05

表 A-2

工種	摘要※	新営	改修
		補正率	補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E-2

工種	摘要	新営	改修
		補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
	配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表 M-2

工種	摘要	新営	改修
		補正率	補正率
保温工事	配管用 ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファンパ-類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダクトパ-等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

(2) 変更設計時

週休2日の取組みが、完全週休2日または週休2日相当に満たない場合は、実施要領に基づく取組みの実績に応じて、当初の予定価格において補正した経費について、以下のとおり変更するものとする。

(ア) 発注者指定型週休2日工事

(i) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表3に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表3-1に記載の補正係数を乗じる。

表3 建築工事以外の建設工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数			
			労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
					共通仮設費率	現場管理費率
未達成	100.0 %未満	28.5 %未満	1.00	1.00	1.00	1.00

表3-1 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.00
ガス圧接工		
インターロッキングブロック工	設置	
	撤去	
防護柵設置工（ガードレール）※1	設置	
	撤去	
防護柵設置工（ガードパイプ）※1	設置	
	撤去	
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	
	撤去	
防護柵設置工（落石防護柵）		
防護柵設置工（落石防止網）		
道路標識設置工	設置	
	撤去・移設	
道路付属物設置工	設置	
	撤去	
法面工		
吹付砕工		
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		
道路植栽工	植樹・剪定	
公園植栽工		
橋梁用伸縮継手装置設置工		
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		
橋面防水工		
薄層カラー舗装工		
グルーピング工		
軟弱地盤処理工		
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		
硬質塩化ビニル管設置工		
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		
砂基礎工	人力施工	
砂基礎工	機械施工	
砕石基礎工	人力施工	
砕石基礎工	機械施工	
組立マンホール設置工		
小型マンホール工		
取付管およびます設置工	ます設置工	
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	

※1 環境色含む

※2 加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない
（デジタル土木コスト情報及び土木施工単価参照）。

(ii) 建築工事

労務費、市場単価及び補正市場単価並びに物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）に対して、表4に記載の補正係数又は補正率を乗じる。

表4 建築工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数	補正率	
			労務費	市場単価及び補正市場単価	物価資料の掲載価格 (市場単価以外の材工単価)
未達成	100.0 %未満	28.5 %未満	1.00	1.00	1.00

3 適用年月日

令和6年4月1日以降に起工起案を行う建設工事から適用する。（閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「06.04.01」と表示される工事から適用する。）

4 備考

国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業に関する週休2日工事における経費は、査定設計書において計上することが効率的な場合には、計上することが出来るとされているため、留意すること（「令和5年災害手帳」（一社）全日本建設技術協会）160頁参照）。